

## 朝日村産木材の有償譲渡に関する実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用して製材した朝日村産木材（以下「村産材」という。）を、広く一般に有償で譲渡（「以下、譲渡」という。）することにより、村産材の利用促進及び普及啓発並びに森林整備の促進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とし、村産材を譲渡することについて朝日村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝日村条例第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (譲渡対象者及び数量等の制限)

第2条 村産材の譲渡を受けることができる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 村民 朝日村の住民基本台帳に記録され、朝日村に居住している者
- (2) 村内事業者等 村内に事業所又は活動拠点を有する法人、公共的団体その他の団体
- (3) 村外者 前2号に掲げる者以外の個人、法人及び団体
- (4) 朝日村産材有償譲渡登録事業者（以下、「登録事業者」という。） 村内に住所、事業所又は作業所を有する事業主であって、事前に登録事業者として登録された、木質調度品を製作及び販売できる者

(5) 国及び地方公共団体

2 村長は、特定の者に村産材が偏ることがないように、譲渡できる数量及び条件を設けることができる。

3 前2項に規定する譲渡対象者への数量制限及びその他の条件については、別表第1のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、村長が村産材の普及啓発又は公共の利益に資すると認める場合は、制限を超えて譲渡することができる。

### (譲渡の条件)

第3条 村産材の譲渡を受ける者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた村産材を、そのままの状態第三者に転売し、又は譲渡しないこと。
- (2) 村産材の利用目的は、木工作品及び木質調度品の製作並びに工作物への利用に限るものとし、薪等の燃料その他これらに類する利用をしないこと。
- (3) 登録事業者が、譲渡を受けた村産材を利用して製作したものを販売するときは、村産材を利用している旨を明示するよう努めること。
- (4) その他村長が不相当と認める利用をしないこと。

### (譲渡の対価)

第4条 村産材の有償譲渡に係る対価（以下「対価」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 対価は、市場価格及び製材に要した経費等を勘案して定めるものとし、消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額とする。

(譲渡の申請)

第5条 村産材の譲渡を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日村産材木材有償譲渡申請書（様式第1号）を村産材の購入前に村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の順序は、原則として先着順とする。

(対価の減免)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認められるときは減免することができる。ただし、営利を目的とする場合は減免しない。

- (1) 国又は地方公共団体が、公共のため利用するとき。 10分の10以内
- (2) 登録事業者が村からの委託又は教育活動等において利用するとき。 10分の10以内
- (3) 公共的団体が公的な活動に利用するとき。 10分の10以内
- (4) その他村長が定める特別な理由があるとき。 10分の10以内

2 対価の減免を受けようとする者は、朝日村産材木材有償譲渡申請書（様式第1号）に減免の理由を記載し、村長に提出しなければならない。

(譲渡の決定及び請求)

第7条 村長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、朝日村産材木材有償譲渡決定(却下)通知書兼請求書（様式第2号。以下「決定通知書兼請求書」という。）により、申請者に通知及び請求するものとする。

(納付及び引渡し)

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、決定通知書兼請求書の発行日から30日以内に対価を納付しなければならない。

2 木材の引渡しは、村長が指定する場所において行うものとする。

3 村長は、前項の規定による引渡しを受けた者が、第1項に規定する期限までに対価を納付しないときは、当該引渡しを受けた者に対し、損害の補償を請求することができる。

(登録事業者の登録申請等)

第9条 登録事業者として登録を受けようとする者は、朝日村産材有償譲渡登録事業者登録申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

- (1) 村内に住所、事業所又は作業所を有することが分かる書類
- (2) 前号の位置を示した地図

(3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該事業者に対し、朝日村産材有償譲渡登録事業者登録(不登録)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(免責事項)

第10条 村長は、引き渡した木材に節、反り、割れ、変色、虫食いその他木材特有の性質に起因する不具合がある場合でも、その責任を負わないものとする。

2 引き渡した村産材の返品又は交換には、原則応じないものとする。

3 木材の引渡し後、その保管又は加工中に生じた事故、損害等については、村は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区 分	定 義	譲 渡 上 限	備 考
村民	朝日村の住民基本台帳に記録され、朝日村に居住している者	カラマツ 1 人当たり 10 枚/年	
村内事業者等	村内に事業所又は活動拠点を有する法人、公共的団体その他の団体	カラマツ 1 者当たり 20 枚/年	公共的団体が公的な活動に利用する場合を除く
村外者	前 2 号に掲げる者以外の個人、法人及び団体	カラマツ 1 人当たり 5 枚/年	
登録事業者	村内に作業所または住所を有する事業主であって、事前に村産材有償譲渡登録事業者として登録された、木質調度品を製作及び販売できる者	カラマツ 1 者当たり 50 枚/年	村からの委託又は教育活動において使用する場合を除く
国及び地方公共団体		カラマツ 無制限	

別表第 2 (第 4 条関係)

番号	品名	規格(mm)	単価(円/枚)	備考
1	カラマツ KD ラミナ	210×34×3000	2,100	
2	カラマツ KD ラミナ	150×34×3000	1,500	
3	カラマツ KD ラミナ	100×34×3000	1,000	
4	カラマツ KD ラミナ	65×34×3000	600	
5	カラマツ KD ラミナ	210×21×3000	1,300	
6	カラマツ KD ラミナ	150×21×3000	900	
7	カラマツ KD ラミナ	100×21×3000	600	
8	カラマツ KD ラミナ	65×21×3000	400	
9	カラマツ KD ラミナ	50×50×3000	700	